

柳瀬川町内会会員各位



平成24年8月度役員会議事録

柳瀬川町内会
作成 会長 竹前 栄二

開催日：平成24年8月4日（土） 開催時間：19:00～19:40

開催場所：柳瀬川町内会館

出席者：13名 会長・副会長・顧問・班長・副班長

議題及び確認事項・決定事項

議題

1・納涼大会 開催について 8月25日 土曜日 18時から開催

a・イベント保険加入について

加入しない：子供が参加する場合は親が付き添う事。

b・文化部による企画開催日程「8月20日」14時より町内会館。

文化部が主体となり企画をする。

文化部部長：多田

文化部副部長：川北・臼井・荒井・児島・澤畑・大竹

2・「市民病院健康講話会」及び骨密度他測定実施の件

9月12日（水曜日）18時～20時 町内会館にて開催

目的

健康に対する意識の向上と健康増進を目的に、市民病院のスタッフが各町内会の集会場を巡回し、健康に関する講話や、血圧測定、骨密度測定、健康診断などを実施する

3・一泊旅行町内会補助金について

会員の意見で、日帰り旅行は人員不足で中止となったので「一泊旅行」に補助金を回せないかとの意見があり審議の結果否決となりました。

a・全員が旅行に参加しないので、総会で決定済みの為、助成金額は変更しない。

4・「いきいき町内会いっしょに健康づくり事業」利用券について

a・健診センターで健康診査をすると補助を受けられる。

《補助額の例》市役所ホームページから抜粋

志木市国民健康保険・後期高齢者医療保険健康診査の場合：1,000円の自己負担額が500円となります。

※上記外の医療保険被保険者は、500円を限度額として、自己負担した額の2分の1を補助します。

2 対象者

- ①受診日時点で市内37町内会の会員であること
- ②特定健診は40歳から74歳までの各医療保険の被保険者
- ③後期高齢者健康診査は75歳以上の後期高齢者医療保険の被保険者

3 利用方法

- ① 特定医療機関に受診日を予約
- ② 町内会を通じて配布された『いきいき町内会いっしょに健康づくり事業利用券』を特定医療機関に提出

※なお、受診時に利用券を忘れた場合は、終了後領収書を添付し、市役所健康づくり支援課で申請することもできます。

4 利用期間

国民健康保険等被保険者 5月から12月まで
後期高齢者医療保険被保険者 5月から翌年3月まで

5 自己負担額

- ① 志木市国民健康保険 1,000円 → 500円
- ② 後期高齢者医療保険 1,000円 → 500円
- ③ 協会けんぽ（被扶養者の場合） 1,425円 → 925円

6 その他

町内会の加入促進を含め、「いきいき町内会いっしょに健康づくり事業」は町内会に加入している人がお得になる事業です。検診を受けたい方は「利用券」を町内会で受け取り（町内会長が保管しています『いきいき町内会いっしょに健康づくり事業利用券』）町内会名を記入して「志木総合検診センター」に検診時に提出します。

特定健診を受診した人に宿泊の補助を拡大！（広報6月号参照）

国民健康保険に加入している人に、年度内1泊に限り、保養施設利用補助として2,000円（小学生以下は1,000円）を補助してきましたが、平成24年度から特定健診を受診した人に、さらに1泊分の補助を行います。

対象／以下のすべてにあてはまる人

- ・受診日時点で志木市国民健康保険の被保険者であること
- ・受診日から1年以内の宿泊施設の利用であること（例：平成24年8月1日に特定健診を受診した場合は、平成25年7月31日までの利用が対象。未利用分の持ち越しはできません）
- ・申請時点で到来している納期限までの国民健康保険税を完納していること

申請方法／6月にお送りする特定健診の受診券に申請書を同封します。宿泊の際に宿泊施設の証明印をもらい、健康づくり支援課へ申請してください。

（注）申請書は再発行しませんので、紛失にご注意ください。

Q1：受診日時点では74歳で国民健康保険でしたが、宿泊施設の利用時点では75歳になり、後期高齢者医療制度へ移行している場合は対象となりますか？

A1：受診日時点で40歳から74歳までで、志木市国民健康保険の被保険者であれば対象となります。

Q2：国民健康保険の人間ドックを受けた場合は対象となりますか？

A2：40歳以上の人であれば対象となります【40歳未満の人は、特定健診の受診対象者ではありませんので、この補助の対象とはなりません（年度内1泊の補助のみ対象）】